

第 5 3 7 回岡山海区漁業調整委員会 議 事 録

令和 4 年 7 月 2 9 日（金）

【第537回岡山海区漁業調整委員会】

1 日 時 令和4年7月29日（金） 14時00分～14時35分

2 場 所 ピュアリティまきび
岡山市北区下石井二丁目6番41号

3 出席者

〔委 員〕

会 長	井本 瀧雄	
委 員	國屋 利明	栗田 睦
	小谷 基	佐上 一彦
	豊田 安彦	平田 晋也
	福重さと子	藤井 義弘
	松下 勘次	松本 正樹
	三宅秀次郎	山下 広美
		計13名

〔水産課〕	水産課長	石飛 博敏	総括副参事	濱崎 正明
	主 幹	弘奥 正憲	技 師	中根 康介

〔事務局〕	事務局長	清水 生三	副 参 事	古村 振一
-------	------	-------	-------	-------

4 審議事項

第1号議案 委員の辞任について

（結果） 原案どおり承認

第2号議案 副会長の互選について

（結果） 豊田安彦委員が互選された。

第3号議案 瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の選出について

（結果） 豊田安彦委員が互選された。

第4号議案 隣接連合海区漁業調整委員会委員の選出について

（結果） 藤井義弘委員が互選された。

第5号議案 委員会指示について

（結果） 原案どおり承認

第6号議案 知事許可漁業の制限措置等の設定について

（結果） 原案どおり承認

第7号議案 漁業許可の有効期間の短縮について

（結果） 原案どおり承認

報告事項 委員会指示令和元年度第2号の適用除外の届出について

5 内 容

【清水局長】

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただ今から第537回岡山海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の出席委員は13名で、過半数の委員出席となっておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、井本会長、議事進行をよろしくお願いします。

【井本会長】

議事に入る前に、議事録の署名委員を指名させていただきます。

栗田委員、松下委員、よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。第1号議案の委員の辞任について事務局から説明をお願いいたします。

【清水局長】

令和4年6月29日付で知事から海区委員会委員の辞任について、意見を求める文書が参っております。根拠は記載しておりますとおり、委員は、知事及び海区委員会の同意を得て辞任することができる規定とされております。内容につきましては水産課から説明させていただきます。

【濱崎総括副参事】

(第1号議案の委員の辞任について説明した。)

【井本会長】

何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

異議がないようですので、案のとおり辞任を同意することとします。

続きまして第2号議案、副会長の互選について事務局から説明をお願いいたします。

【清水局長】

淵本委員の辞任により後任の副会長を選任する必要がございます。岡山漁業調整委員会事務規程により、副会長は委員が互選することとなっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【井本会長】

副会長の件につきまして何か御意見があればよろしくお願いいたします。

【松本委員】

朝日漁協の豊田委員さんを推薦します。

【井本会長】

ただ今豊田委員を副会長にとの意見がありましたが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

それでは、副会長については豊田委員よりお願いいたします。

【豊田委員】

皆様、どうぞよろしくお願いします。

【井本会長】

続きまして第3号議案、瀬戸内海広域事業調整委員会委員の選出について事務局より説明をお願いいたします。

【清水局長】

瀬戸内海広域海区漁業調整委員会は漁業法に基づき、瀬戸内海全域に関する調整や資源管理型漁業等について審議するために設けられております。その委員は漁業法第153条第4項第1号にありますとおり、瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県毎に互選した各1名となっております。淵本委員の後任の委員を決める必要があります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【井本会長】

瀬戸内海の広域委員ですが事務局の案はありますか。

【古村副参事】

瀬戸内海広域漁業調整委員会は、主に広域回遊魚であるサワラの資源管理や操業調整等について審議しているため、サワラ流網を操業されている豊田委員が適任と考えております。

【井本会長】

ただいま事務局から案が説明されましたがいかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【豊田委員】

淵本委員さんの前は私が広域調整委員をしていました。再度となりますが、よろしくお願いします。

【井本会長】

それでは、豊田委員よりお願いいたします。

続きまして第4号議案、隣接連合海区漁業調整委員会委員の選出について事務局より説明をお願いいたします。

【清水局長】

岡山兵庫県瀬戸内海連合海区漁業調整委員会は、漁業法第148条に基づき組織されており、委員数は事務規程により両海区からそれぞれ5名となっております。淵本委員の後任の委員を決める必要がありますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

【井本会長】

事務局の案はありますか。

【古村副参事】

この兵庫との連合海区委員会は、イワシ、イカナゴ、サワラ等の資源管理型漁業に関係する内容が多いことから、資源管理に造詣の深い藤井委員が適任と考えております。

【井本会長】

ただいま事務局からの案が説明されましたが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

それでは兵庫との連合海区の委員については、藤井委員よろしくをお願いいたします。

続きまして第5号議案、委員会指示について事務局から説明をお願いいたします。

【古村副参事】

(委員会指示について説明した。)

【井本会長】

ただいま説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【三宅委員】

この委員会指示は、幼稚魚の保護育成や増殖を図るために指示されたものですが、魚礁の管理、確認等を適切に行っているのですか。指示を継続するのは良いが、泥等で埋まってはいないのですか。現在でも機能、効果は維持されているのですか。

【石飛課長】

ただいまの御質問に回答いたします。県では、毎回全部の魚礁を調べることはできませんが、地区を決め魚礁をピックアップしまして、毎年その魚礁の機能が維持されているのかを潜水により調査を行っています。昭和50年代、40年代に設置された魚礁であっても少し砂に埋まってる事例は数例ありますが、魚礁自体はきちんと機能しており、魚が集まっている状況も確認しています。

【井本会長】

他にありますか。無いようですので、案のとおり指示してよろしいですか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

異議が無いようですので、案のとおり指示することとします。

続きまして第6号議案、知事許可漁業の制限措置等の設定について事務局から説明をお願いいたします。

【清水局長】

令和4年6月27日付けで知事から知事許可漁業の制限措置等の設定について諮問が参っております。岡山県海面漁業調整規則第12条第3項の規定により漁業許可を行う際に必要となる制限措置の内容及び申請する期間を定める場合、当委員会に意見を求めるという案件です。内容については水産課から説明させていただきます。

【中根技師】

(知事許可漁業の制限措置等の設定について説明した。)

【井本会長】

ただいま説明を受けた件につきまして、何か御意見、御質問はありませんか。

【豊田委員】

児島湾内では、最近漁獲が減少しているため、未利用魚のコノシロを目的としたさし網を操業して収入を増加させたいとのことです。市場出荷の他、秋に釣り人が餌に欲しいということもあり、漁獲物を外しやすい一枚さし網で操業するものです。他の漁業との関係から、岡山市、九幡漁協が5統ずつ要望したいので、よろしくお願いします。

【栗田委員】

申請すべき期間が8月1日からとなっていますが、今日はすでに7月29日なので、公示が間に合わないのではないですか。

【濱崎総括副参事】

本日ここで御了解いただけることを前提に準備を進めておりまして、8月1日から公示を行いたいと考えています。

【井本会長】

他に無いようなので、第6号議案の知事許可漁業の制限措置等の設定については、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

それでは案のとおり答申することとします。

続きまして第7号議案、「漁業許可の有効期間の短縮について」事務局から説明をお願いいたします。

【清水局長】

令和4年6月27日付けで知事から漁業許可の有効期間の短縮について諮問が参っております。岡山県海面漁業調整規則第16条第2項の規定により、漁業許可の有効期間を短縮する場合に、当委員会に意見を求めるという案件です。内容について水産課から説明させていただきます。

【中根技師】

(漁業許可の有効期間の短縮について説明した。)

【井本会長】

ただいま説明を受けた件につきまして何か御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

【豊田委員】

なぜ漁期を2月29日までとしているのですか。

【濱崎総括副参事】

本来なら2月末日までにしたいのですが、許可証を発行するシステムの関係で末日に出来ないので、29日としております。2月28日にすると29日は操業できないことになるので、29日にさせていただきます。

【井本会長】

他によろしいですか。他に無いようなので、第7号議案の知事許可漁業の制限措置等の設定については、案のとおり答申してよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【井本会長】

それでは案のとおり答申することとします。

続きまして、報告事項の委員会指示令和元年度第2号の適用除外の届出について事務局から説明をお願いいたします。

【古村副参事】

(委員会指示令和元年度第2号の適用除外の届出について説明した。)

【井本会長】

何かありますか。なければ以上で議事は終了しましたが、事務局から何かありますか。

【古村副参事】

(次回の委員会の開催予定について説明した。)

【井本会長】

それでは、これをもちまして第537回岡山海区漁業調整委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

終了時刻：14時35分

上記のとおり議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証する。

令和4年7月29日

会 長

議事録署名委員

議事録署名委員
